

一般社団法人国際交流サービス協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人国際交流サービス協会（以下「本協会」という。）と称し、英文では International Hospitality and Conference Service Association と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、招待外交、国際会議その他政府の行う国際交流活動並びに我が国在外公館が行う諸活動に積極的に貢献するとともに、政府の施策に呼応して広く国際相互理解の促進を図り、もって我が国と諸外国との親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国賓及び公賓等の賓客の接遇並びに政府及び政府関係機関等が招へいし又は海外派遣する技術研修者、専門家等の受入及び派遣に係わる便宜の供与
- (2) 政府及び政府関係機関職員等の渡航に係わる便宜の供与
- (3) 我が国の外交・領事活動に対する側面的支援事業及び便宜の供与
- (4) 国際会議及び国際協力事業等の運営等に係わる協力及び便宜の供与
- (5) 研修会、セミナー及び講演会の開催並びに国際交流を目的とする催しの実施及び援助等国際相互理解の普及、啓蒙に係わる事業
- (6) グローバル人材の育成・養成に係わる講習会・研修会の開催並びに能力認定試験の実施及び関連する教材や資料等の発行
- (7) 我が国の芸術、食、伝統等の文化と国際交流等に係わる資料の作成及びインターネット等を活用した情報発信並びにその他出版物の発行
- (8) 第1号から第7号までの事業に関する旅行業法に基づく旅行業、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく労働者派遣事業及び職業安定法に基づく有料職業紹介事業
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦内及び本邦外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会の会員は、次の各号に掲げる者とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 本協会の事業に賛助するため入会した個人又は団体

2 前項第1号の正会員については、日本国籍を有する個人又は日本法人であり、かつ理事2名以上の推薦があることとする。

(正会員等の資格の取得)

第6条 本協会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員又は賛助会員になった時及び毎年、正会員又は賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員又は賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款又はその他の規則に違反したとき

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準及び額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 4 専務理事は、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 理事長及び専務理事以外の理事のうち、3名以内を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事並びに専務理事以外の業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事及び専務理事以外の業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び専務理事並びに専務理事以外の業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める理事及び監事の報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(責任免除)

第26条 本協会は、役員一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本協会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事並びに専務理事以外の業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会の議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 本協会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第37条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第38条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第39条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第40条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 事務局

（設置等）

第41条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は、小島陽一（理事長）とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。